

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

ページ

告 示

- 地籍調査に関する事業計画(四五五・農山村振興課)……………1
- 既存の大規模小売店舗の変更に係る届出(四五六・商業貿易室)……………1
- 道路の供用開始(四五七、四六〇・道路課)……………2
- 道路区域の変更及び供用開始(四五八、四五九・道路課)……………2
- 道路区域の変更(四六一～四六三・道路課)……………3
- 建築基準法による道路位置の指定(四六四・秋田地域振興局建設部)……………4
- 開発行為に関する工事の完了(四六五・由利地域振興局建設部)……………4
- 建築基準法による道路位置の指定(四六六・雄勝地域振興局建設部)……………4
- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施(脳血管研究センター)……………4
- 随意契約の相手方の決定(技術管理室)……………5
- 土地改良事業工事の完了の届出(平鹿地域振興局農林部)……………5
- 県営土地改良事業工事の完了(平鹿地域振興局農林部)……………5

告 示

秋田県告示第四百五十五号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六の三第二項の規定により、次のとおり平成十九年度地籍調査に関する事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告する。

平成十九年九月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- (一) 調査を行う者の名称
大仙市
- (二) 調査地域
大仙市刈和野・協和境・協和船岡・太田町太田・太田町永代・太田町川口字幅ほか二十一字
- (三) 調査期間
平成十九年四月二十四日から平成二十年三月三十一日まで

秋田県告示第四百五十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十九年九月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 届出事項の概要
 - (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社花の輪 代表取締役 石 川 雅 英
鹿角市花輪字中花輪二十二番地一
 - (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)花の輪ビッグマート
鹿角市花輪字八正寺十八番地六外
 - (三) 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - ア 変更前 千百八十五・三七五平方メートル
 - イ 変更後 千百八十四・四二平方メートル
 - (2) 駐輪場の収容台数
 - ア 変更前 十五台
 - イ 変更後 四十五台
 - (3) 廃棄物等の保管施設の容量
 - ア 変更前 八・一立方メートル
 - イ 変更後 十二・四二立方メートル
 - (4) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 変更前
ショッピングかねだいたい株式会社

開店時刻 午前九時三十分 閉店時刻 午後七時三十分

小田切康人

開店時刻 午前九時三十分 閉店時刻 午後七時三十分

村木 正明

開店時刻 午前九時三十分 閉店時刻 午後七時三十分

工藤 栄子

開店時刻 午前九時三十分 閉店時刻 午後七時三十分

イ 変更後

株式会社横浜フアーマシー

開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後八時

ラックベント株式会社

開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後八時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時から午後七時三十分まで

イ 変更後 午前九時三十分から午後八時二十分まで

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前 午前七時から午前十二時まで

イ 変更後 午前九時から午後四時まで

変更する年月日

平成十九年十二月十三日

届出年月日

平成十九年九月五日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

鹿角市役所 産業建設部 観光商工課

(二) 縦覧期間

平成十九年九月十四日から平成二十年一月十四日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課商業貿易室

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第四百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十九年九月十四日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

| 道路の種類 | 路線名 | 区 | 間 |
|-------|-----|---|---|
| | | | |

二 供用開始の期日 平成十九年九月十七日午後三時

| 一般国道 | 一般国道 | |
|------|------|---------------------------------|
| 百五号 | 百五号 | 由利本荘市大谷字鍋倉二六番三から米坂字大平沢一五四番五地先まで |
| | | 由利本荘市米坂字家ノ前一九〇番地先から一九九番地先まで |

秋田県告示第四百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
平成十九年九月十四日

秋田県知事 寺田典城

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十九年九月十七日から同年十月一日まで

一 道路の区域及び供用開始の区間

| 道路の種類 | 旧新別 | | 路線名 | 区 | 間 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(キロメートル) |
|-------|-----|---|-----|---|---|----------------|------------|
| | 新 | 旧 | | | | | |
| 一般国道 | 新 | 旧 | 百七号 | | | 一七・〇〇〇〜一八四・〇〇〇 | 〇・六四七 |
| | | | 百七号 | | | 一七・〇〇〇〜一四八・〇〇〇 | 〇・六四七 |

二 供用開始の期日 平成十九年九月十七日午後三時

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

秋田県告示第四百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
平成十九年九月十四日

秋田県知事 寺田典城

き、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
平成十九年九月十四日

一 道路の区域及び供用開始の区間

| 道路の種類 | 旧新別 | | 路線名 | 区 | 間 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(キロメートル) |
|-------|-----|---|-----|---|---|---------------|------------|
| | 新 | 旧 | | | | | |
| 一般国道 | 新 | 旧 | 百七号 | | | 一七・八〇〇〜一八・二〇〇 | 〇・〇九二 |
| | | | 百七号 | | | 二二・〇〇〇〜二七・八〇〇 | 〇・〇九二 |

二 供用開始の期日 平成十九年九月十四日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十九年九月十四日から同年二十七日まで

に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十九年九月十四日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

| 道路の種類 | 路線名 | 区 | 間 |
|-------|-----|----------------|---|
| | | | |
| | | 秋田市旭北栄町五二八番地先か | |

県道 秋田北野田線から広面字谷地田一七番一地先まで

二 供用開始の期日 平成十九年九月十五日午後四時

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十九年九月十五日から同年二十八日まで

秋田県告示第四百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定

秋田県告示第四百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定

に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成十九年九月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

| 道路の種類 | | 旧新別 | 路線名 | 区 間 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（キロメートル） |
|-------|---|-------------------------|-----------------|----------------------------|---------------|------------|
| 一般国道 | 新 | 旧 | 比内森吉線 二百八十二号 | 北秋田市森吉字橋向八九番六から字姫ヶ岱一四番一五まで | 一一・〇〇〇〃一四・〇〇〇 | 〇・〇八五 |
| | 旧 | 鹿角郡小坂町小坂字濁川七八番一から二二番一まで | | | 八・〇〇〇〃九・〇〇〇 | |

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

秋田県告示第四百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定

平成十九年九月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

(二) 期間 平成十九年九月十四日から同月二十七日まで

に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

一 道路の区域

| 道路の種類 | | 旧新別 | 路線名 | 区 間 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（キロメートル） |
|-------|---|-------------------------|--------|-------------------------|---------------|------------|
| 一般国道 | 新 | 旧 | 二百八十二号 | 鹿角郡小坂町小坂字濁川二八番一から五九番一まで | 一〇・〇〇〇〃一〇・五〇〇 | 〇・〇九九 |
| | 旧 | 鹿角郡小坂町小坂字濁川二八番一から五九番一まで | | | 八・五〇〇〃九・五〇〇 | |

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

秋田県告示第四百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定

平成十九年九月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

(二) 期間 平成十九年九月十四日から同月二十七日まで

に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

一 道路の区域

| 道路の種類 | | 旧新別 | 路線名 | 区 間 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（キロメートル） |
|-------|-------|----------------------------|-------|----------------------------|----------------------------|------------|
| 県 道 | 新 | 旧 | 比内森吉線 | 北秋田市森吉字橋向八九番六から字姫ヶ岱一四番一五まで | 七・〇〇〇〃一〇二・〇〇〇 | 三・五七七 |
| | 旧 | 北秋田市森吉字橋向八九番六から字姫ヶ岱一四番一五まで | | | 七・〇〇〇〃一〇二・〇〇〇 | |
| 新 | 比内森吉線 | A | B | 北秋田市森吉字橋向八九番六から字姫ヶ岱一四番一五まで | 一〇・〇〇〇〃八一・〇〇〇 | 二・四八〇 |
| | | | | | 北秋田市森吉字橋向八九番六から字姫ヶ岱一四番一五まで | |

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十九年九月十四日から同月二十七日まで

秋田県告示第四百六十四号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項
 第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建
 築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規

定に基づき、公告する。

平成十九年九月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

| | | | | |
|--|--|--------------------|----------------|--------------------|
| 申請者の住所及び氏名 南秋田郡五城目町大川下樋口字屋敷下六十二番地 五城目不動産 代表 佐藤 光保 | 道路の位置の指定箇所 南秋田郡五城目町字鶴ノ木八十八番三十三、 八十八番三十八、八十八番三十九の内、八十 八番四十四、八十八番五十 | 道路の延長 七十五・四メートル | 道路の幅員 六メートル | 指定年月日 平成十九年九月六日 |
|--|--|--------------------|----------------|--------------------|

秋田県告示第四百六十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規
 定により平成十九年五月二十一日付け指令由建一三百六十三で許
 可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第
 三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成十九年九月十四日

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 秋田県知事 寺 田 典 城

秋田市泉一丁目七番十一号
 ミサワホーム北日本株式会社
 代表取締役 福 田 好 史
 二 開発区域に含まれる地域の名称
 由利本荘市砂子下四十二番、四十三番一、四十三番二、四十
 三番三、四十五番一、四十五番二、四十五番三、七十三番一、
 七十三番七、七十三番八、七十三番九、七十三番十、七十六番
 及び七十六番七

秋田県告示第四百六十六号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項
 第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建
 築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規
 定に基づき、公告する。
 平成十九年九月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

| | | | | |
|--|---|--------------------|----------------|---------------------|
| 申請者の住所及び氏名 秋田県湯沢市西新町八番十六号 有限会社 住設工業 代表取締役 矢野 良一 | 道路の位置の指定箇所 湯沢市字両神二十二番地一の内、二十二番地 二の内 | 道路の延長 七十九・四メートル | 道路の幅員 六メートル | 指定年月日 平成十九年九月十四日 |
|--|---|--------------------|----------------|---------------------|

公 告

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地
 方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六
 第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十九年九月十四日

一 入札に付する事項
 秋田県知事 寺 田 典 城

(一) 購入物品の名称及び数量
 頭腹部同時二方向血管撮影装置 一式
 (二) 購入物品の仕様等
 入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録によ
 る。
 (三) 納入期限
 平成二十年一月三十一日(木)
 (四) 納入場所
 秋田県立脳血管研究センター

二 入札に参加する者に必要な資格等
 (一) 入札に参加する者に必要な資格
 (1) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しない
 こと。
 (2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する
 資格を有すること。
 (3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 (二) (二)の資格に係る申請
 (一)(二)の資格のない者で入札に参加を希望するものは、秋田

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇〇八七四 秋田市千秋久保田町六番十号
秋田県立脳血管研究センター(電話番号〇一八八三三〇一五)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十九年九月十四日(金)から同年十月四日(木)までの期間、(一)の場所において随時交付する。

入札執行の日時及び場所
平成十九年十月二十六日(金)午後三時
秋田県立脳血管研究センター

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六百六十六条から第六百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第六百六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要

(六) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

(八) 詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。

七 概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased : Angiography system for head and body 1 set

2 Time-limit of tender : 3:00 P.M. 26 October, 2007

3 Contact point for the notice : General Affairs Division, Research Institute for Brain and Blood Vessels-Akita, 6-10 Senshu-Kubotanachi, Akita City, Akita Prefecture 010-0874, Japan TEL 018-833-0115

特定調達契約について次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成十七年政令第三百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示する。

平成十九年九月十四日

一 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

秋田県公共事業積算システム構築業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

建設交通部建設管理課技術管理室 秋田市山王四丁目一番一

三 随意契約の相手方を決定した日

平成十九年八月六日

四 随意契約の相手方の名称及び住所

財団法人 日本建設情報総合センター
東京都港区赤坂七丁目十番二十号 アカサカセブンスアヴェニュービル

五 随意契約に係る契約金額

千九十八万三千元

六 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め

る政令第十条第一項第一号に掲げる理由による。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定により、石井政巳から土地改良事業(明永地区土地改良事業)に係る工事が平成十九年八月二十九日完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十九年九月十四日

秋田県知事 寺田 典城

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の三第三項の規定に基づき、公告する。

平成十九年九月十四日

秋田県知事 寺田 典城

一 県営土地改良事業(又兵衛地区担い手育成基盤整備事業)
完了年月日 平成十八年十二月二十六日

二 県営土地改良事業(鍋倉地区担い手育成基盤整備事業)
完了年月日 平成十八年十二月二十六日

三 県営土地改良事業(福地地区担い手育成基盤整備事業)
完了年月日 平成十九年三月二十八日

人事委員会規則

人事委員会規則一一一(公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月十四日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則一一一(公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則

規則一一一(公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を次のように改正する。

別表第一八郎潟町本庁の項中「町長部局一主幹、課長」を「町長部局 主幹、課長」に改め、同表井川町本庁の項中「町長部局 一會計管理者」を「町長部局 課長、室長」に改め、

同表大潟村本庁の項中「村長部局一課長」を「村長部局 課長」に改め、

同表大潟村本庁の項中「村長部局一課長」を「村長部局 課長」に改め、

同表大潟村本庁の項中「村長部局一課長」を「村長部局 課長」に改め、

計管理者、課長」に改め、同表東成瀬村本庁の項中「出 納 室
 一室長」を「出 納 室」会計管理者、室長」に改め、同表大仙
 美郷環境事業組合の項中「局長」を 「局長
 会計管理者」に改め、同表
 男鹿地区衛生処理一部事務組合の項中「局長、主幹」を 「局長、
 会計管
 主幹
 理者」に改め、同表北秋田市周辺衛生施設組合本庁の項中「局
 長」を 「局長
 会計管理者」に改め、同表能代市山本郡養護老人ホーム
 組合の項中「施設長」を 「会計管理者
 施設長」に改める。

附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

発 行 者

秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購 読 料 金

一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 862-8766 FAX 863-0005
 E-mail: matsubara@natsubara-ryutsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄

